第108号議案

足立区長等の給料の特例に関する条例 上記の議案を提出する。

令和7年10月20日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長等の給料の特例に関する条例

(区長等の給料月額)

第1条 足立区長等の給料等に関する条例(昭和31年足立区条例第13号。以下「給料条例」という。)第2条の規定にかかわらず、区長の給料の月額は、給料条例別表第1に掲げる区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減じて得た額とし、足立区副区長の担任事項及び区長の職務代理の順序に関する規則(平成29年足立区規則第18号)第2条第1項の表に掲げる第二副区長である副区長の給料の月額は、給料条例別表第1に掲げる副区長の給料月額からその10分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、給料条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例(昭和34年足立区条例第4号)第3条の規定の適用については、この限りでない。

(端数計算)

第2条 前条の規定により得た給料月額に千円未満の端数金額があると きは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和7年11月30日限り、その効力を失う。

(提案理由)

区長及び第二副区長の給料月額を減額する必要があるので、この条例 案を提出いたします。